

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月7日(火) 13:25～13:55

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 13人

職務代理者	3番	阿部	弘喜
	1番	上甲	覚
	2番	土居	裕子
	4番	高野	晃一
	5番	大野	信幸
	7番	兵頭	英樹
	8番	米田	慎一郎
	9番	濱本	慎一郎
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	12番	木野本	伸行
	13番	梶原	知樹
	14番	津田	正利

②欠席委員 1人

6番 井上 利彦

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第4	報告第2号 農用地利用権設定解除申出について
日程第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)
日程第7	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)
日程第8	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(売買)
日程第9	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について(売買)
日程第10	議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 出席した事務局職員

主任	中村	吉裕
主事	宮本	聖真

7. 会議の概要

事務局	<p>事務局からお知らせします。 会長から連絡がありまして、一週間ほど入院しますのでお知らせします。 従いまして、本日の総会を会則にしたがって、職務代理者で行います。 阿部委員は会長席へお願いします。 それではただ今から、5月の定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、ご挨拶をお願いします。</p>
職務代理者	(阿部委員・あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、議事進行をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今から、5月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中<u>13</u>名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、6番、井上委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。</p>
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、11番、松本委員、12番、木野本委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、会期は、本日の1日と決定しました。 日程第3、「報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、1ページの、報告第1号をご覧ください。 (報告説明) 農地法の相続の届出になりますので、許可の対象外となっております。 よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。 (質問・意見なし) 質疑がないようですので、次に移ります。</p>
議長	<p>日程第4「報告第2号、農用地利用権設定解除申出について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号をご覧ください。 (報告書説明) 解除届出は、令和6年4月9日に双方の合意の上、伊方町長に提出されたものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。 (質疑・意見なし) 質疑がないようですので、次に移ります。</p>

議長 日程第5「議案第1号から5号、農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、3ページ、議案第1号をご覧ください。
次のページは位置図を付けております。
場所は、名取178番の84.0㎡になります。
(議案説明)
譲渡人は町外に住んでおり、隣接する耕作者へ農地を譲り渡して利用してもらいたい。今回双方の協議が整い贈与する。
許可があり次第、所有権を移転する。
実施には、野菜畑として使用している農地です。
このことから、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。
続きまして、5ページ、議案第2号をご覧ください。
6ページは、名取漁港に降りる途中に43番、274㎡。
7ページは、名取から大佐田のFPに行く途中にあります。
名取2197番、161㎡・2198番、647㎡になります。
こちら、譲渡人は先程と同じ〇〇さんで、理由は贈与です。譲受人は名取地区にお住いの〇〇さんです。
(議案説明)
申請する農地は3筆で面積は合計で1,082㎡です。
〇〇さんの経営面積につきはしては、5,421㎡となっております。
次に農機具については、トラック2台、草刈機4台、動力噴霧機2台、モノラック4基、通作は5分です。
農作業は夫婦で30年、250日以上従事しております。
このことから、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。
ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、12番木野本委員から議案第1号・第2号について合わせて報告をお願いします。

12番 木野本委員 事務局から説明がありましたとおり、二人とも耕作に必要なものを所持しており、周辺の農地並びに地域営農には、影響がないものと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長 ただ今、議案第1号・議案第2号について委員・事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑・意見なし)
よろしいですか、それでは採決致します。議案第1号・第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第1号・第2号については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第3号について、事務局からの説明を求めます。

事務局 8ページをご覧ください。
9ページには、大江978番1、395㎡で里道沿いに園内道をつけております。
(議案説明)
譲渡人は、亡 〇〇〇〇さんの相続財産清算人を引き受けています〇〇弁護士です。
譲受人は、大江にお住いの〇〇〇〇さんです。
内容としては、相続放棄が発生しており、相続財産清算人の弁護士から問い合わせがありました。中山間で耕作している人を探してもらい、農地を所有する意思確認を

したところ、双方の間で協議が整いましたので、許可があり次第、所有権移転を行う。
〇〇〇〇さんの経営面積については、合計で14,553㎡です。
本人とお会いしましたが、元気でやる気がありました。
次に農機具については、トラック1台 草刈機4台、動力噴霧機1台、モノラック4基、通作は2分です。
ご夫婦で耕作されており、本人は農作業歴60年250日以上従事されております。
このことから、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、8番米田委員から報告をお願いします。

8番
米田委員 　長年地元で耕作されており、技術や耕作に必要な物も所有しており、周辺の農地並びに地域営農には、影響がないものと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 　ただ今、議案第3号について委員・事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
(意見・質疑なし)
よろしいですか、それでは採決致します。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第3号については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号について、事務局からの説明を求めます。

事務局 　10ページをお開き下さい。
場所は、三崎で4筆。合計で1,108㎡になります。
11ページは三崎518番、498㎡・519番、469㎡。〇〇〇〇寮の付近です。
12ページは、三崎762番、85㎡です。
13ページは、三崎1308番、56㎡。〇〇〇〇〇の付近です。
(議案説明)
内容は売買で、譲渡人は町外に生活しており、営農することが困難な状況です。双方の協議が整い売買することになった。
〇〇さんの経営面積は合計で37,796㎡で農機具等については軽トラック1台、草刈機2台、動力噴霧機1台、モノラック4台です。
農作業従事者については、本人が13年、250日以上耕作されており、繁忙期にアルバイトを使っているそうです。
売買価格は、〇〇〇円で、10a当たり〇〇〇円です。
譲受人は町内で農業に従事されており、地域農業の和を乱すような権利取得にはならないと考えております。
以上、ご審議をお願いします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、10番中田委員から報告をお願いします。

10番
中田委員 　申請地は、集落内に存在しており、小規模な園地です。このことから、周辺農地への影響はないものと思えます。
ご審議の程、宜しくをお願いします。

議長 　ただいま委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
(質疑・意見なし)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第5号について、事務局からの説明を求めます。

事務局	<p>14ページをお開き下さい。 場所は、仁田之浜で4筆、合計4,734㎡になります。 15ページは、仁田之浜356番1、435㎡・356番2、62㎡、仁田之浜農道線です。 16ページは同じ農道の頂上線です。661番1、2,600㎡、 17ページは同路線の終点付近です。1323番、1,637㎡です。 (議案説明) こちらも売買による所有権移転で、譲受人は経営主として農業に精進する。 〇〇さんの経営面積は41,894㎡で、農機具については2tトラックが1台、軽トラック2台、選果機1台、動力噴霧機2台、モノラック6台、草刈機6台です。 農作業従事者については、本人が18年で250日以上でご両親と一緒に耕作をしています。売買価格は〇〇万円で10a当たり〇〇〇円です。 譲受人は町内で農業を従事されており、地域農業の和を乱すような権利取得にはならないと考えております。 以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、1番上甲委員から報告をお願いします。</p>
1番 上甲委員	<p>事務局から説明がありましたとおり、耕作に必要なものを所持しており、周辺の農地並びに地域営農には、影響がないものと思われまますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいま委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第10、議案第6号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号をご覧ください。 この議案は、伊方町長より令和6年4月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が3件で12筆、合計面積は11,840㎡です。 (議案説明) 今回の計画要請の内容は、農業者に対する農用地の利用集積、経営強化促進、健全な発展に寄与することを目的としております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ご質問・ご意見はありませんか。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは採決致します。議案第6号について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第6号については原案のとおり決定いたしました。 以上で本日の審議は終了しました。</p>
議長	<p>その他に移ります。 皆さんから何かありませんか。 (意見があれば、事務局対応)</p>

議長

事務局からはありませんか。

(事務局なし)

次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

事務局の予定では、6月5日(水)午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。

以上を持ちまして伊方町農業委員会総会を閉会します。

(終了時間 13:55)